

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいの有無にかかわらず誰もが分け隔てなく暮らせる社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念は、障がい者支援の基本的な考え方として定着してきました。そして、わが国の社会福祉のあり方を根本的に見直した「社会福祉基礎構造改革」では、“誰もが地域とつながりをもって、安心して心豊かに暮らせるよう支援する”ことを目指す「地域福祉」が、これからの社会福祉と位置づけられました。「ノーマライゼーション」は、障がい者支援だけでなく、社会福祉全体を貫く理念となったといえます。

本市では、全人間的復権を果たすための「リハビリテーション」の理念と、障がいの有無にかかわらず、誰もが同様に社会の一員として暮らせる「ノーマライゼーション」の理念に基づいて、「完全参加と平等」、さらに、自らの主体的な判断に基づく人間本来の生き方ともいうべき「自立」を実現できるよう、障がい者施策を総合的、かつ計画的に推進してきました。

障がい者の社会参加と自立を考えると、自己選択、自己決定、自己管理、自己実現ができるような生活を目指し、それを推進し、援助することが必要です。

一方、障がい者の生活については、日常生活における質的向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。

そのためには、障がい者に対して、公的な支援のみでなく、地域社会で支え合うことが重要であり、地域での助け合いと公的な支援を両輪とした、誰もが生きがいを持って暮らせる地域社会の構築を目指すことが必要です。

本計画は、誰もが住み慣れた地域や家庭でともに生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がい者の持つ能力を最大限に発揮できる全人間的な復権を目指すという「リハビリテーション」の理念の2つを基本理念とし、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します。

障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現

2 基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の視点を基本に計画を推進します。

地域での共生

これからの新しい社会福祉である「地域福祉」では、誰もが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障がい者自身も、ともに社会を変えていく主体としての役割がいつそう期待されます。

こうした中で、障がい者が安心して地域で生活できる社会、市民一人ひとりがともに尊重し合い、支え合うあたたかい社会を築いていくため、ハード・ソフトの両面から様々な妨げとなるものを取り除いていく施策を展開し、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

自主性と選択性の尊重

“心豊かな暮らし”といっても、どのような生活を望むかは人によって様々です。一人ひとりが自らの思いを描き、自分らしい生き方を目指していくことが、満足できる生活につながります。

障がい者が自己選択と自己決定のもとに、身近な場所で自分が望むサービスを主体的に利用し、地域で安定した生活を送ることができるよう、サービスの質・量の両面にわたる充実を図り、情報提供や相談体制等を整備し、一人ひとりのニーズにあった支援体制を推進します。

自立と社会参加の促進

障がい者が地域の中で、自分の能力を最大限に発揮し、主体性と自立性をもって、社会の中で自己実現・社会貢献していくため、就労・外出・コミュニケーション等への支援を促進し、自らの意思で積極的に社会参加できる環境を整備します。

地域における支援体制づくり

すべての市民が障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者の自立への努力を尊重し、地域で助け合い、支え合うことで、障がい福祉の増進と浸透を進めていけるよう、当事者団体、社会福祉法人、サービス提供事業者、NPO、ボランティア等の活動への支援と連携を強化し、協働による支援体制づくりを積極的に推進します。

NPO（特定非営利活動法人）：

民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

3 施策の体系

